

市有財産貸付契約書（案）

貸付人 滝沢市(以下「甲」という。)と借受人 ○○○○○○○○○○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産について、貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	設置場所	設置面積
岩手県滝沢市	○○○○○○○○○	○○㎡

(使用の目的)

第3条 乙は、貸付物件を「飲料等自動販売機の設置」の用途に使用しなければならない。

(使用期間)

第4条 本契約の貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(賃貸借料及び支払)

第5条 年間貸付料は、金○○, ○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を○, ○○○円）とする。ただし、本契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の消費税率によるものとする。

(貸付料の支払)

第6条 乙は、前条に定める貸付料を、甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(電気料金の支払)

第7条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 甲は、月額電気料金を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料金を支払わなければならない。

(使用上の制限)

第8条 乙は、貸付物件について、第3条に定める目的以外に使用してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 乙は、貸付物件に係る賃貸借の全部又は一部を第三者に譲渡し又は転貸してはならない。

(物件保全義務等)

第10条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなけれ

ばならない。

2 乙は、貸付物件を故意、その他の事由により損壊し第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

3 甲は貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件について、維持、保存、改良その他の行為をするために要する経費は、すべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(2) 乙が甲の承認を得ないで、貸付物件を第3条に定める目的以外に使用し、又は第三者に譲渡若しくは転貸したとき。

(3) 乙が、故意又は過失により貸付物件を滅失し、き損し、汚損し若しくは荒廃し、又は原形を変形したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、乙が本契約に定める義務に違反したとき。

2 乙は、前項第1号の定めによる契約の解除により損害を受けたときは、甲に対してその補償を請求することができるものとする。

3 乙は、第1項第2号、第3号及び第4号の定めによる契約の解除により損害を受けたときは、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(契約物件の返還)

第12条 乙は、第4条の貸付期間が満了したとき又は前条第1項の定めによりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

(原状回復)

第13条 乙は、前条の定めにより貸付物件を返還するときは、甲の指定する期日までに乙の負担において貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、乙がこの契約に基づいて貸付物件に設置した施設の処分について、甲と協議が成立したときはこの限りでない。

2 甲は、第4条の貸付期間において、乙が甲の承認を受けずに貸付物件に建物又は工作物（以下「建築物」という。）を設置し、又は原形を変形したときは、当該建築物の撤去その他原状回復を請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第11条第1項の定めによりこの契約を解除されたときは、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(協議事項)

第16条 この契約に関して生じた疑義及びこの契約に定めない事項については、必要に応じて甲、乙協議して決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 3月 日

甲 岩手県滝沢市中鶴飼55番地
滝沢市
滝沢市長 武田 哲

乙